

「出産・子育て応援給付金」のご案内

五所川原市では、全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費用や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図るため、給付金を支給します。

※給付金の申請には保健師又は助産師との面談が必要です。

	出産応援給付金 (妊娠届出時)	子育て応援給付金 (出生届出後)
面談・給付の対象者	妊婦	新生児の養育者※ ※新生児の母又は一緒に面談した父等
給付額	5万円	5万円(新生児1人当たり)
申請方法	裏面【問合せ先】窓口で妊娠届出時に保健師又は助産師と面談を行い、申請を受付けます。 ○妊娠届出の際は、振込口座がわかるもの(通帳又はキャッシュカード)をご持参ください。	出生届出の際、申請書をお渡しします。後日、保健師又は助産師がご自宅等を訪問し面談します。訪問者に申請書をお渡しください。 ○出生届出の際、届出いただいた電話番号に市から訪問の連絡をいたします。 ○里帰り出産などで訪問を受けられない方はご連絡ください。
申請時期	妊娠中	生後4か月頃まで
面談内容	○アンケートの記入 ○妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等を一緒に確認 ○出産・子育て応援給付金のご案内、申請書の記入	○アンケートの記入 ○今後利用できるサービスのご紹介 ○子育て応援給付金のご案内、申請書の配付
給付時期	申請から1か月以内を目処に口座に振り込みます。 (申請内容に不備がある場合は遅くなることがあります。)	

こんなときはどうなるの？

引越した場合

基本的には、給付金の申請時点で居住する住所の市町村が支給します。

DV被害により避難している場合

五所川原市で給付金の支給をできる場合がありますので、ご相談ください。

裏面に続きます。

出産・子育て応援給付金の給付までの流れ

妊娠期	妊娠届出時	○妊娠届出のため、子育て世代包括支援センター窓口にお越しください※。 ○保健師又は助産師が妊婦と面談します。 ○『出産応援交付金』の申請を受け付けます。 ※給付金の支給には妊婦との面談が必要です。 妊婦以外の方が窓口にお越しの場合は、後日、妊婦ご本人と面談の機会を設けます。
	申請から1か月以内	○給付金が振込されます。
	妊娠7か月頃	○ごしよがわら子育てアプリから妊娠後期アンケートが届きます。アンケートに回答し送信してください。
	～妊娠8か月頃	○面談希望者は、日程予約をし、面談を実施します。

出 産

出産後	出生届出時	○本庁舎や金木、市浦総合支所で出生届出する際に、申請書類をお渡しします。
	出生届出から数週間後	○出生届出の際、届出いただいた電話番号に保健師又は助産師から、家庭訪問の日程についてご連絡いたします。
	～生後4か月	○保健師又は助産師がご自宅を訪問し、出産された方と面談します。※ ○『子育て応援給付金』の申請書に必要事項を記入し、本人確認書類・口座確認書類等を添付の上、訪問者にお渡しください。 ※給付金の支給には新生児の母（母がいない場合は新生児を養育する父等）との面談が必要です。
	申請から1か月以内	○給付金が振込されます。

お問い合わせは

五所川原市役所 福祉部子育て支援課 こども家庭センター
〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1
電話：0173-35-2111（内線2477）